

我孫子市湖北地区公民館
指定管理者募集要領

平成30年12月

我孫子市教育委員会

生涯学習課

目次

1	指定管理者制度の趣旨	1
2	施設の概要	1
3	申請者の資格	2
4	申請の期間及び方法	3
5	申請に必要な書類	5
6	選定の基準	5
7	選定結果の公表	7
8	管理の基準	8
9	業務の範囲及び内容	8
10	指定する期間	9
11	指定する期間内に指定管理者に支払う指定管理料の上限額等	9
12	公契約条例の適用に関すること	9
13	指定管理者の指定及び協定の締結	9
14	日程表	10
15	問合せ先	11

- （別紙1）我孫子市指定管理者指定申請書（様式第1号）
- （別紙2）管理に係る事業計画書
- （別紙3-1）管理に係る収支計画書（総括表）
- （別紙3-2）管理に係る収支計画書
- （別紙4）役員等名簿
- （別紙5）質疑票
- （別紙6）評価項目

1 指定管理者制度の趣旨

平成15年9月施行の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について民間の能力やノウハウを活用し、市民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的に「指定管理者制度」が創設されました。

公民館は、社会教育法第20条に基づき、市内地域住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に設置されています。

我孫子市湖北地区公民館（以下「湖北地区公民館」という。）について設置目的をより効果的・効率的に達成するため、湖北地区公民館の管理運営について指定管理者を募集します。

2 施設の概要

(1) 名称及び所在地

名称 我孫子市湖北地区公民館

所在地 我孫子市中里81番地の3

(2) 施設の規模等

① 建物構造 鉄筋コンクリート造 地上2階建て

② 延床面積 1,982.47㎡

③ 敷地面積 4,801.87㎡

④ 設置日 平成4年4月1日

⑤ 施設内容

(貸出施設)

ア ホール 420㎡ イ 楽屋・シャワー室 24㎡

ウ 調光映写室 39㎡ エ 工芸工作室 90㎡

オ 調理室 73㎡ カ 第1学習室 194㎡

キ 第2学習室 90㎡ ク 第3学習室 129㎡

ケ 第1和室 50㎡ コ 第2和室 46㎡

(一般開放施設)

ア 正面玄関ロビー 108㎡ イ 1階南側ロビー 15㎡

ウ 2階南側ロビー 76㎡

(駐車場)

ア 第一駐車場 55台 イ 第二駐車場（借地）70台

(その他)

ア 事務室 92㎡ イ 講師控室 11㎡

ウ 印刷室 7.5 m² エ 救護室 11 m²
オ その他 506.97 m²

※事務室は、我孫子市職員との共有使用となります。

3 申請者の資格

(1) 申請資格

湖北地区公民館の指定管理者に係る申請を行う者は、次の要件を満たすものとします。

- ① 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
- ② 会社更生法、民事再生法による更生・再生手続中でないこと。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札を制限されていないこと。
- ④ 選考委員が応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していないこと。
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（法人その他の団体でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等（我孫子市暴力団排除条例（平成24年条例第7号第2条第3号）に規定する暴力団員等をいう。）に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。）でないこと。
- ⑥ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定を取り消されていないこと。
- ⑦ 本市の市長又は議員が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体でないこと。
- ⑧ 公民館その他の公共施設の管理又は運営の実績があること。

(2) グループ申請

複数の団体がグループを構成して申請（以下「共同事業体申請」という。）をする場合、代表者となる団体を定めて申請すること。

- ① 代表となる団体は、共同事業体の代表として、湖北地区公民館の

管理に係る主要な業務を担うものであること。

- ② 共同事業体の構成団体は、上記(1)①～⑧の要件を満たすこと。
- ③ 共同事業体申請の場合、提出書類については、全ての構成する団体に係るものとして提出すること。
- ④ 単独で申請した場合は、共同事業体申請の構成団体となることはできません。また、複数の共同事業体申請団体において、同時に構成団体となることができません。

4 募集要領及び申請等について

(1) 募集要領について

① 配布期間

平成31年1月4日(金)から1月24日(木)までの午前9時から午後5時まで

② 配布場所

我孫子市若松26番地の4

我孫子市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課

(生涯学習センター「アビスタ」2階事務室)

※我孫子市のホームページからもダウンロードできます。

市のHPアドレス：

<http://www.city.abiko.chiba.jp/jigyousha/index.html>

(2) 申請について

① 期間

平成31年1月25日(金)から1月30日(水)まで

② 方法

持参または郵送。持参の場合は上記期間の午前9時から午後5時まで。

(ただし、全館休館日の1月28日(月)を除く。)

郵送(書留・簡易書留・配達記録)の場合は、1月30日(水)必着。

③ 申請書の提出場所

〒270-1147 我孫子市若松26番地の4

我孫子市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課

(生涯学習センター「アビスタ」2階事務室)

④ 申請に際しての注意事項

ア 提出された申請書類の内容は、正当な理由なく変更できません。

イ 本市が必要と認める場合は、適宜、追加書類の提出を求め、又はヒアリングを実施する場合があります。

- ウ 申請書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- エ 申請に際して不正行為を行った場合、又は申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- オ 申請受付後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- カ 申請にかかる費用は、申請者の負担となります。
- キ 申請書類等の著作権は、各申請者に帰属します。ただし、指定管理者の決定の公表等に必要の場合は申請書類等の内容を無償で使用できるものとします。
- ク 申請者は、当該申請について選考委員との接触を禁止します。選考委員との接触事実が認められた場合には、失格となることがあります。

（３）施設の見学

① 見学日時

平成31年1月18日（金）午後3時から午後4時まで

② 内容

貸出施設（予約が入っている場合は見学できません）・一般開放施設・倉庫・給湯室等を見学できます。見学前に湖北地区公民館玄関ロビーで受付をしてください。

現地において説明は致しませんので、ご自由に見学ください。なお、質問等は、お受けしませんのでご了承ください。

※事前の申込みが必要です。

電話による申込み先：生涯学習課 公民館担当（04-7182-0511）

（４）質疑及び回答

質疑及び回答は、次に定めるところにより行います。

① 質疑の方法

質疑票（別紙5）に質疑を簡潔にまとめて記載したものをFAXにて送付してください。口頭による質問は受け付けません。

FAX送信先：生涯学習課 公民館担当（04-7165-6088）

② 質疑受付

平成31年1月22日（火）午前9時から午後5時まで

③ 質疑回答

平成31年1月24日（木）に我孫子市ホームページに掲載します。

5 申請に必要な書類

次の書類を正本1部及び副本7部（コピー可）提出してください。

(1) 我孫子市指定管理者指定申請書（別紙1）

(2) 管理に係る事業計画書（別紙2）

本文の文字は12ポイントとし、基本的な考え方を文書で簡潔に記載します。ただし、見出し等はポイントを変更しても差し支えありません。文章を補足するための最小限の写真、イラスト、イメージ図等は、使用できます。

(3) 管理に係る収支計画書（別紙3-1、3-2）

収支計画書は、指定管理期間4年9か月間の総括表と年度ごとに作成し、積算根拠となる資料をそれぞれ添付すること。

(4) 経営状況を説明する書類（直近2年間）

財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）、決算書等

(5) 申請する団体の定款、定款細則、寄付行為、役員等名簿（別紙4）、評議会名簿一覧、法人登記簿謄本、印鑑登録証明書、法人市民税及び消費税及び地方消費税の納税証明書（直近1年間）を添付すること。

なお、納税義務がない場合は、納税義務がない旨を記載した、申立書、又はこれらに類する書類。

※正本の印鑑証明書、法人登録簿本及び納税証明書の原本を添付してください。副本には写しでも可。

(6) 活動実績書（過去3年間の事業）

(7) 公民館その他の公共施設の管理又は運営の契約書等の写し

6 選定の基準

選考に当たっては、我孫子市湖北地区公民館指定管理者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において選定基準（別紙6 評価項目）に照らし総合的に審査し、その結果に基づき市長が最も適当と認める団体を指定管理者候補者として選定します。

(1) 選定基準

評価項目	合計配点
事業計画（選考委員数：6人）	配点：480点…① (6人×80点)
指定管理料（提案額4年9カ月間の合計）	配点：120点…②
	総合点：600点…①+②

① 事業計画の評価

選定基準	審査項目	配点
1. 市民の平等な利用が確保されること。	(1) 市民の平等な利用を確保する方法	10点
2. 施設の効用を最大限に発揮する事業計画	(2) 施設の設置目的を踏まえた施設管理運営の基本的な考え方	10点
	(3) 利用者に対するサービス向上及び利用促進のための方策	5点
	(4) 事業計画の具体性及び創意工夫について	5点
	(5) 自主事業の計画に関する考え方	5点
	(6) 利用者増加のためのPR	5点
3. 施設の管理経費の縮減を図る収支計画	(7) 経費縮減等に関する考え方	10点
	(8) 業務の一部について、再委託を予定している場合には、その内容、再委託選定方法、予定額を含めた外部委託の方針	5点
4. 事業計画に沿った管理を安定して行う能力	(9) 職員の雇用についての考え方	5点
	(10) 職員の配置及び研修計画について	5点
	(11) 個人情報保護に関する基本的な考え方	5点
5. その他施設の性質又は目的に応じて別に定める基準	(12) 安全対策、危機管理体制の取り組み	5点
	(13) 利用者や地域（学校・近隣センター等）との連携・交流について	5点

② 指定管理料に係る評価

収支計画に基づき提案された指定管理料57カ月（4年9カ月）分の合計額について、最も低額の提案に対し120点を配点し、これ以外の提案額については、最低額の提案額に対し行った配点を基準に、最低額を超えた額の割合に応じ減点します。（小数点以下に端数があるときは、これを切り捨てる。）

（2）選定方法

① 一次審査

応募が6団体以上になった場合は、事務局において書類審査（一次審査）を行い、上位5団体を選考します。

② 二次審査

一次審査の上位5団体（応募が5団体以下だった場合は、すべての団体）にヒアリング（二次審査）を行います。

申請者は提案内容を説明し、選考委員会委員が提案内容に基づき質問した上で、指定管理者の候補者を審議します。その結果を踏まえ、市長が指定管理者の候補者を選定します。

なお、ヒアリングの日時、場所等については、該当申請者に書面で通知します。

（3）選定結果

審査の結果については、申請者全員に書面で通知します。

7 選定結果の公表

選定結果等の公表はホームページ上で行います。

ただし、選定に関する情報で、指定管理者候補者以外の応募者に関するものについても、我孫子市情報公開条例に基づく請求があった場合には実施します。

選定結果等の公表及び開示の時期は、選定の公平性を確保するために、指定管理者候補者を確定した後とします。

なお、「我孫子市指定管理者導入方針」に記載された、指定管理者選定後における外部への情報提供の基準は、次のとおりです。

指定管理者候補者名	◎
応募者名	○
指定管理者候補者選定理由	◎
指定管理者候補者の項目ごとの得点	◎
その他の応募者の総得点	○
その他の応募者の項目ごとの得点	○
選定委員の氏名	○
指定管理者候補者の事業計画の概要	◎
応募者の事業計画書の内容	△

◎ … ホームページで掲載するなど積極的に公開する情報

○ … ホームページには掲載しないが、提供できる情報

△ … 我孫子市情報公開条例第7条に規定する非公開情報が含まれている可能性がある情報

8 管理の基準

指定管理者は、我孫子市公民館条例及びこの条例に基づく規則、その他関係法令を遵守し、運營業務の適正な管理を行うこと。

9 業務の範囲及び内容

(1) 我孫子市公民館条例第16条に定める次に掲げる業務のうち、湖北地区公民館にかかる業務

① 公民館の利用の許可及び制限に関する業務

② 公民館の維持管理に関する業務

③ 社会教育法第20条に規定する目的を達成するため必要な業務

④ その他教育委員会が必要と認める業務

(2) 施設及び設備の維持管理及び保守点検業務

(3) 社会教育法第22条に基づく、公民館講座、学習事業等の実施

(4) サービス内容に係る利用者へのアンケート調査及び苦情等の対応に関すること。

※ なお、業務の遂行にあたっては、本市の条例規則、関係法令等を遵守してください。特に個人情報の保護及び情報公開については、我孫子市の条例を遵守してください。

※ 上記のほか、詳細は仕様書を参照してください。

※ 指定管理者は、業務の全部を第三者に委託し、または請け負わせることはできません。

10 指定する期間

平成31(2019)年7月1日から平成36(2024)年3月31日までの57カ月(4年9カ月間)とします。ただし、市議会の議決を経て確定します。

11 指定する期間内に指定管理者に支払う指定管理料の上限額等

- (1) 指定管理料の限度額は、57カ月分で211,347千円(税込)です。この額を越えての提案は失格となります。
- (2) 指定管理料は会計年度ごとに締結する年度協定に基づき指定管理者に支払うものとします。
- (3) 指定管理料は、平成31年第1回我孫子市議会定例会(3月議会)の議決を経て確定するものとします。

12 公契約条例の適用に関すること

当該指定管理協定は、我孫子市公契約条例の適用を受けます。指定管理者は、我孫子市公契約条例及び我孫子市公契約条例施行規則に規定された事項を遵守しなければなりません。なお、詳細については、我孫子市湖北地区公民館指定管理者仕様書に添付している「我孫子市公契約条例、我孫子市公契約条例施行規則」をご覧ください。

13 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、平成31年第1回我孫子市議会定例会(3月議会)の議決を経て、指定管理者に指定されることとなります。なお、候補者は当該議決(指定管理者の指定)を得られないことにより生じる一切の損害賠償等に関する請求はできません。

(2) 協定の締結

我孫子市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、我孫子市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則に基づき、次の事項について、協定を締結します。

- ① 施設の管理に関する事項
- ② 利用料金に関する事項
- ③ 施設の管理に要する経費の負担に関する事項
- ④ 保有個人情報の保護に関する事項

- ⑤ 事業報告に関する事項
- ⑥ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑦ その他市長が必要があると認める事項

協定は指定期間全体に及ぶ包括的な事項を規定する「基本協定」と、指定管理料の金額や支払い方法、経費の詳細など毎年度決めるべき事項を規定する「年度協定」をそれぞれ締結します。

(3) 事前準備の事務

指定管理者は、協定締結後、平成31年7月1日から管理運営業務が行えるよう諸準備を進めること。

なお、準備にかかる費用は、すべて指定管理者として選定された団体の負担とします。

(4) その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、市は、指定を取消し、協定を締結しないことができます。この場合において、本市が損害を被ったときは、指定管理者にその損害の賠償を求めることがあります。

- ① 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
- ② 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ③ その他市長が適当でないと認められるとき。

14 日程表

項 目	期 間
募集要領等の配布	1月4日～1月24日
施設見学会	1月18日
募集に関する質疑受付	1月22日
質疑の回答	1月24日
申請書類の受付	1月25日～1月30日
一次審査（書類審査）の結果通知	2月1日発送
二次審査（プロポーザル）	2月6日
指定管理者候補者の決定及び通知	2月上旬
指定管理者の指定	3月議会後
指定管理者との基本協定の協議・締結	3月21日～29日

業務の引き継ぎ	4月～6月
指定管理者との年度協定の協議・締結	4月～6月

15 問合せ先

我孫子市若松26番地の4 生涯学習センター

生涯学習課 公民館担当

電話 04(7182)0511

FAX 04(7165)6088

HPアドレス

<http://www.city.abiko.chiba.jp/jigyousha/index.html>

担当者 菊地 谷次 吉村

様式第1号
(第3条第1項関係)

我孫子市指定管理者指定申請書

年 月 日

我孫子市長あて

所在地
申請者 団体の名称
代表者 印
電話

指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 指定を受けようとする施設の名称

- 2 添付書類
 - (1) 管理に係る事業計画書
 - (2) 管理に係る収支計画書
 - (3) 経営状況を説明する書類
 - (4) その他

管理に係る事業計画書

団体名				
代表者名		設立年月日		
団体所在地				
電話番号		F A X		
メールアドレス				
設立目的				
主な事業内容				
管理の実績等	公民館その他公共施設に関する維持管理・運営の実績			
	施設名	所在地	主な業務内容	受託期間
	現在運営している施設等			
	施設名	所在地	主な業務内容	運営開始年月日
1 市民の平等な利用の確保				
(1) 市民の平等な利用を確保する方法				

2 施設の効用を最大限に発揮する事業計画

(2) 施設の設置目的を踏まえた施設管理運営の基本的な考え方

(3) 利用者に対するサービス向上及び利用促進のための方策

(4) 事業計画の具体性及び創意工夫について

(5) 自主事業の計画に関する考え方

(6) 利用者増加のための PR

3 施設の管理経費の縮減を図る収支計画

(7) 経費縮減等に関する考え方

(8) 業務の一部について、再委託を予定している場合には、その内容、再委託選定方法、予定額を含めた外部委託の方針

4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力

(9) 職員の雇用についての考え方

(10) 職員の配置及び研修計画について

(11) 個人情報保護に関する基本的な考え方

5 その他施設の性質又は目的に応じて別に定める基準

(12) 安全対策、危機管理体制の取り組み

(13) 利用者や地域（学校・近隣センター等）との連携・交流について

管理に係る収支計画書

総括表 2019年7月から2024年3月まで

(単位：千円)

	項目	内 訳	金 額
収 入	指定管理料		
	収入合計 (A)		
支 出	人件費		
	事務費		
	事業費		
	管理費		
	その他		
	支出合計 (B)		
	収支 (A-B)		

※ 様式にとらわれず記載可

管理に係る収支計画書

年度

(単位：千円)

	項目	内 訳	金 額
収 入	指定管理料		
	収入合計 (A)		
支 出	人件費		
	事務費		
	事業費		
	管理費		
	その他		
	支出合計 (B)		
	収支 (A-B)		

※ 様式にとらわれず記載可

(別紙 4)

平成 年 月 日

役員等名簿 (監査役含む)

我孫子市長あて

所在地
申請者 団体の名称
代表者 印
電話

下記の役員等名簿に相違ないことを誓約するとともに、この名簿に記載した者について、千葉県暴力団排除条例第20条に基づき、我孫子警察署に照会することを承諾します。

番号	住所	氏名 (フリガナ)	生年月日	性別
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
	(以下適宜追加)			

記入要領については、次項 (裏面) 参照

- 1 この書面には、次に該当する者を記載すること。
 - (1) 株式会社（特例有限会社を含む）については、取締役（代表取締役を含む）及び執行役（代表執行役を含む）。
 - (2) 合名会社又は合同会社については、社員
 - (3) 合資会社については、無限責任社員
 - (4) 社団法人又は財団法人については理事
 - (5) (1) から (4) までに掲げる法人以外の法人については、(1) から (4) までに掲げる役職に相当する地位にある者
 - (6) 法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
 - (7) 次に該当する場合は、(1) から (6) に掲げる者のほか、次の者
 - ア 支配人をおく場合は、支配人
 - イ 支店長又は営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、(1) から (7) までに掲げる者のほか、管財人
 - (8) 当該法人が会社更生手続又は民事再生手続中である場合は、(1) から (7) までに掲げる者のほか、管財人
- 2 住所については、省略せず記載すること。
- 3 氏名については、正確な字体で記載すること。
- 4 この書面に記載された個人情報については、我孫子市個人情報保護条例（平成 16 年条例第 5 号）の規定により、指定管理者選定手続以外の目的には利用しません。

質 疑 票

我孫子市

生涯学習課公民館担当 あて

平成 年 月 日

団 体 名			
担 当 者	役職・氏名		所 属
電 話 番 号		F A X	
メールアドレス			
内 容	<input type="checkbox"/> 募集要領 <input type="checkbox"/> 仕様書 <input type="checkbox"/> その他		ページ

(備考)

1 質疑票に質疑を簡潔にまとめて記載したものをFAXにて送付してください。

FAX : 04-7165-6088

2 質疑及び回答については、市のホームページ上に掲示します。

評 価 項 目

選定基準	審査項目	配 点
1. 市民の平等な利用の確保されること	(1) 市民の平等な利用を確保する方法	10 点
2. 施設の効用を最大限に発揮する事業計画	(2) 施設の設置目的を踏まえた施設管理運営の基本的な考え方 (3) 利用者に対するサービス向上及び利用促進のための方策 (4) 事業計画の具体性及び創意工夫について (5) 自主事業の計画に関する考え方 (6) 利用者増加のための PR	30 点
3. 施設の管理経費の縮減を図る収支計画	(7) 経費縮減等に関する考え方 (8) 業務の一部について、再委託を予定している場合には、その内容、再委託選定方法、予定額を含めた外部委託の方針	15 点
4. 事業計画に沿った管理を安定して行う能力	(9) 職員の雇用についての考え方 (10) 職員の配置及び研修計画について (11) 個人情報保護に関する基本的な考え方	15 点
5. その他施設の性質又は目的に応じて別に定める基準	(12) 安全対策、危機管理体制の取り組み (13) 利用者や地域（学校・近隣センター等）との連携・交流について	10 点